

(公財) 日本スケート連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当連盟の自己説明の証憑書類のうち、公開可能なものについては、JSFホームページの「連盟情報」にて公開している。

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	(1) 日本スケート連盟（以下「JSF」という）では、長期基本計画として、2019年4月に10年後の創立100周年に向けて「JSF VISION 2019」を策定し公表した。 これは、「より強く、より盛んで、より愛されるスケート競技の未来を実現しようとする」ものであり、具体的には、「スケート王国、ニッポンの樹立」というビジョンを掲げ、次の4つのミッションを策定し、「Skate Forward」をスローガンに取り組んでいる。 ①競技力の向上 ②スケートファミリーの拡充 ③スケート環境の整備 ④冬季オリンピック・パラリンピック ムーブメントの推進 なお、このビジョンの策定に当たっては、役職員だけではなく、加盟団体にアンケートを行うなど幅広く意見を募った上で理事会の承認を得、評議員会への報告・確認を行い、2019年4月開催の創立90周年記念祝賀会において会長から発表したものである。 (2) 連盟ホームページで公表している。 https://www.skatingjapan.or.jp/assets/file/jsf/jsf90th_r1.pdf (3) JSFの活動をさらに発展させ、スケート競技を通して社会やスケートファミリーとの繋がりを強くすることを目的に、エンブレムデザインをリニューアルし、2021年9月に公表した。 https://www.skatingjapan.or.jp/whatsnew/detail.php?id=99 (4) 2023年8月から12月まで、外部コンサルタントを入れ、少子高齢化社会でのミッション達成に向けたアクションプランの作成に取り組んだ。調査分析の結果、ミッション②スケートファミリーの拡充が、最優先で取り組むべき課題であることを明らかにした。 (5) スケートファミリーの拡充に向けては、特に、2015年度から取り組んでいるJSF主催の基礎スケート教室の充実強化を目指し、2023年度からはオフィシャルパートナー2社の協賛も得て、特別講師に五輪メダリスト・オリンピックを起用し、2025年度には従来の倍となる13会場で開催予定である。実施にあたっては、加盟団体との連携を密に図るとともに、地元の新聞・テレビ等にも働きかけ、著名講師のおかげもあり多くのメディアで取り上げられるなど、スケートの普及・振興に資する活動の強化に取り組んでいる。 (6) 2025年6月から、(株)ポケモン社と共同で、スケートの普及と子供の運動機会の創出を目的としたプロジェクト「ポケモンスケートチャレンジ」を開始した。全国各地のスケートリンクと連携し、人気キャラクターとコラボすることで子供たちのスケートへの関心・親しみを広げ、将来的な競技人口の拡大を目指している。 https://www.skatingjapan.or.jp/whatsnew/detail.php?id=255	1. 『JSF VISION 2019』 2. 理事会議事録（2019年3月26日）_報告5 3. 理事会議事録（2019年4月25日）_第16号議案 4. 令和元年度定時評議員会議事録（2019年9月23日） 5. 理事会議事録（2020年9月22日）_報告2 6. JSF VISION_2019-20シーズン報告_理事会用 7. 理事会議事録（2024年3月27日）_報告4 8. JSF VISION_理事会報告資料_20240327 9. 理事会議事録（2025年3月19日）_報告2 10. JSF VISION 理事会資料_20250319 11. 朝日新聞夕刊記事（2025年7月8日） 118. R6_JSFB基礎スケート教室実施報告書 119. R6_JSFB基礎スケート教室アンケート集計報告書 ・HP参照

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
2	〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（2）組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	（1）連盟事務局は少人数の要員体制のため、新卒採用や定期採用が困難であり、事務局職員の採用については、退職補充を基本に、体制強化や新規業務対応などを考慮し、該当業務の専門性を有す人材の中途採用を中心としている。 （2）事務局職員の人材育成については、職場でのOJTや大会などの現場研修を基本に、連盟内でのOff-JTやJOCによる人材育成施策の活用などにより実施している。 （3）各競技の現場要員については、スピード部、フィギュア部、普及部がそれぞれ担当し、事務局および加盟団体との連携のもとに各部の体制を整備するとともに、定期的な研修会を実施し、各組織の体制強化に取り組んでいる。 （4）事務局では、2022年から現在まで、職員の自己都合退職が相次ぎ、中途採用を中心に様々な手段により職員を採用してきたが、業務確保のための退職補充を主眼とした採用であり、計画的な採用には至らなかった。 （5）連盟は一般企業とは異なる特殊な事業体であり、かつ事務局は少人数で、近年の人手不足もあって、リクルーティングが容易ではなく、また今後も不透明な状況が予想されるが、2026年10月末までに採用・育成計画を策定し、公表する。	12. 職員名簿 13. 職員動態表
3	〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（3）財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	（1）国際スケート連盟が主催する国際大会をJSFが主管することにより収支計画が大幅に変動するため、長期計画は作成していないが、年度ごとに事業計画、収支予算を策定し、理事会での審議・承認を得てHPで公表している。 （2）国際大会は概ね2～3年前に決定するので、マーケティングプログラムの更新時に合わせ4年ごとに中期収支計画を策定することとし、2022年7月（2022年度）からの中期収支計画を策定した。しかしながら、国際大会の開催計画が遅れているため、精緻な計画に至らなかったことから、大会計画の発表に合わせ、順次修正しながら対応している。 （3）上記の中期収支計画（2022～2025年度）を基本に、その後決定した国際大会開催などの要素により大幅な修正を加えたうえで各年度の予算を編成しており、結果当初策定した中期収支計画が各年度予算とかけ離れた内容となってしまうため、公表を控えた。 （4）本連盟では、オリンピックイヤーを最終年度とする4年間で中期的な財政期間としており、次期は2026年7月（2026年度）からの4年タームとなり、そのタイミングで中期収支計画を策定し、2026年9月に公表する。 （5）マーケティングについては、マーケティング委員会の諮問に基づき、4年をスパンに「JSFマーケティングプログラム」に応募された企業4社と「オフィシャルパートナー」として連携しており、2022年7月から4年間の契約更新を行った。また、選手の肖像権等の適切な管理を行うことや寄附金制度を充実させ、財務の健全性を追求している。 （6）2022年6月の国際スケート連盟（ISU）のルール改定に伴い、新たに「オフィシャルサポーター」制度を導入し、2023年7月に1社、2025年7月にもう1社を決定した。	14. JSF組織図 15. 定款 16. 経理規程 17. 特定費用準備資金等取扱規程 18. マーケティング委員会規程 19. オフィシャルサプライヤー委員会規程 20. 賞金等の取扱規程 21. 寄附金等取扱規程 22. 理事会議事録（2006年4月25日）_第13号議案_イ 23. 理事会議事録（2023年3月15日）_第19号議案 120. 中期収支計画（2022-2025） 121. 理事会議事録（2022年6月22日）_第17号議案2

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
4	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	(1) 2024年1月開催の理事会において、関連規程を整備し、外部理事の目標割合を25%以上、女性理事の目標割合を40%以上とし、2024年9月の役員改選時から適用した。2024年9月現在の割合は、外部理事が25%、女性理事は選任された女性理事1名が就任辞退をしたため37.5%となった。 (2) また、関連規程により、監事3名のうち1名を女性にすることとし、2024年9月に任用した。 (3) 「役員候補者選考における外部・女性役員の選考に関する要領」第3条により、外部理事、女性理事候補者について選出区分ごとに推薦人数を定め、目標割合の達成に向けた規程としている。	14. JSF組織図 15. 定款 24. 細則 25. 役員候補者選考委員会規程 26. 役員候補者選考における外部・女性役員の選考に関する要領 27. 役員名簿
5	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	(1) 2024年1月開催の理事会において、関連規程を整備し、外部評議員の目標割合を10%以上、女性評議員の目標割合を30%以上とし、2024年9月の評議員選定時から適用することとした。 (2) これに沿って、2024年9月の改選により、外部評議員は11.9%、女性評議員は32%となった。	24. 細則 26. 役員候補者選考における外部・女性役員の選考に関する要領 28. 評議員名簿
6	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	(1) アスリート委員会を設置しており、年に1回以上委員会を開催している。 (2) アスリート委員会の構成は、性別や競技のバランスを考慮し、スピード、フィギュア、ショートトラックの現役アスリートから男女各1名、アスリート経験者から男女各1名を選任している。 (3) アスリート委員の意見を組織運営に反映させるため、アスリート委員長は理事が務める旨定めている。	29. アスリート委員会規程 30. アスリート委員会名簿2024_26 31. アスリート委員会議事録_20190424 32. アスリート委員会議事録_20230407 33. アスリート委員会議事録_20240418 34. アスリート委員会議事録_20250430
7	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	理事は、定款第26条において20名以上25名以内と定めており、その内訳は細則第2条で加盟団体代表としてのブロック理事7名、部門代表としてスピード部門、フィギュア部門からそれぞれ2名、普及部門から1名の計5名、有識者は13名以内と定めてあり、適正な規模と考えている。 理事会は年に10回以上開催し、適時・適宜に議案の審議を行っている。	27. 役員名簿 35. 専門委員会名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	(1) 細則第3条で理事及び監事の定年制を定め、70歳未満としている。 年齢の基準日は、改選時の7月1日現在とし、任期期間中において満70歳を迎えた者は、その任期期間は役員として在任することとしている。 (2) 2024年1月開催の理事会において、関連規程を整備し、評議員の定年を75歳とし、2024年9月の評議員改選時から適用した。	24. 細則 36. 理事会議事録（2024年1月24日）_第6号議案
9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	(1) 理事が原則として5期10年を超えて在任することのないよう、再任回数の上限を定めている。なお、理事の在任期間が10年に達する場合であっても、次の①、②に該当する場合に限り、当該理事が10年を超えて在任（1期又は2期）することは妨げないとしている。 ①当該理事が国際スケート連盟（ISU）の役員である場合 ②当該理事の実績等に鑑み、継続して理事を務めることが不可欠である特別な事情があるとの評価に基づき、理事として選任された場合 (2) また、監事は、連続して3期12年を超えて在任することがないように定めている。	24. 細則 25. 役員候補者選考委員会規程 26. 役員候補者選考における外部・女性役員の選考に関する要領 36. 理事会議事録（2024年1月24日）_第6号議案 37. 役員候補者選考委員会_議事録（2024年8月30日） 122. 理事会議事録（2024年9月4日）_第4号議案 123. 定時評議員会議事録（2024年9月23日）_第1号議案 124. 臨時理事会議事録（2024年9月23日）_第1号議案
			【例外措置または小規模団体配慮措置】 現任の代表理事・会長は前任者の辞任に伴い、2019年から現職に就任し、現在に至っている。同氏は今回で8期目となるので、前（1）に定める特例を超えることとなるが、2026年のミラノ・コルティナオリンピックを控え、大変重要な時期を迎えることから、継続して代表理事を務めることが不可欠であるとの評価により、今回に限り同氏を理事に選任したものである。 同氏が継続して代表理事を務めることが不可欠である特別な事情は次のとおり。 （1）JSFは、スピードスケートとフィギュアスケートという、性格の異なる競技を抱える競技団体であり、歴代の代表者には、中立的で、指導力とバランス感覚に富み、競技関係者から信頼の厚い人物が求められてきた。このような観点から、同氏は、現役員の中で、最もふさわしい人物であり、余人をもって代えがたいこと。 （2）次期2024・2025年度は、2026年ミラノ・コルティナオリンピックを迎える大変重要な時期に当たるが、同氏は、ISU会長はじめ同幹部とも極めて親しい関係にあり、JSFの国際的な存在感を示すために重要な役割を担っていること。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	(1) 2024年1月開催の理事会において、関連する規程を整備し、独立した諮問機関として「役員候補者選考委員会」を設置した。 (2) 役員候補者選考委員会は、現任の会長、専務理事、外部委員2名、評議員2名、監事1名で構成し、選考委員長は外部委員を充て、決議は過半数の委員が出席し、その過半数をもって行うこととしている。また、外部委員1名以上が出席し、かつ1名以上の賛成を要する旨定めている。	24. 細則 25. 役員候補者選考委員会規程 38. 役員候補者選考委員会名簿 37. 役員候補者選考委員会_議事録（2024年8月30日）
11	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	コンプライアンス規程及び倫理規程を整備・運用している。	39. コンプライアンス規程 40. 倫理規程 41. 処分手続規程 42. 職員服務規程
12	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款をはじめ各種規程を整備している。	15. 定款 24. 細則 43. 評議員選定委員会運営規定 44. 評議員選定委員会委員名簿 45. 競技者資格規程 46. 理事会規程 47. 事業本部スピード部運営規則 48. 事業本部フィギュア部運営規則 49. 事業本部普及部運営規則 39. コンプライアンス規程 40. 倫理規程 50. 管理規程 51. 事務局規程 42. 職員服務規程 52. 定年後再雇用規程 53. 嘱託、臨時職員規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
13	〔原則3〕組織運営等に 必要な規程を整備すべ きである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備 すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	定款をはじめ各種規程を整備している。	15. 定款 54. 個人情報保護規範 55. 内部通報者保護規程 50. 管理規程 51. 事務局規程 16. 経理規程 56. 印章取扱規程 57. 文書取扱要領 42. 職員服務規程 58. 賃金規程 59. 基本給の取扱いに関する細則 60. 通勤手当支給基準 61. 退職金規程 62. 在宅勤務規程
14	〔原則3〕組織運営等に 必要な規程を整備すべ きである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備 すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整 備しているか	「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」、「役員旅費規程」、並びに職員の「職員服務規程」、「賃金規程」、「退職金規程」、「職員旅費規程」等を定めている。	63. 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する 規程 64. 役員旅費規程 42. 職員服務規程 58. 賃金規程 61. 退職金規程 65. 職員旅費規程
15	〔原則3〕組織運営等に 必要な規程を整備すべ きである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備 すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	定款において、資産及び会計について定めているほか、各種規程を整備している。	15. 定款 16. 経理規程 17. 特定費用準備資金等取扱規程 51. 事務局規程 21. 寄附金等取扱規程
16	〔原則3〕組織運営等に 必要な規程を整備すべ きである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備 すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備して いるか	(1) 細則第18条において、競技者登録料及び加盟団体の分担金について定めている。 (2) マーケティング委員会及びオフィシャルサプライヤー委員会規程を設けている。 (3) 競技者資格規程において、①肖像権の使用制限、②JOCが行う選手強化キャンペーン事業への協力義務、③国際 競技会等での指定したユニフォームの着用義務④金品の受領制限を定め、賞金等の取扱規程によりJSFが収受する管理 料について定めている。	24. 細則 18. マーケティング委員会規程 19. オフィシャルサプライヤー委員会規程 45. 競技者資格規程 20. 賞金等の取扱規程 21. 寄附金等取扱規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
17	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	(1) 国際競技会に派遣する選手及び役員を選考に関し、国際競技会派遣選手等選考手続規程を定めている。 (2) 毎年、国際競技会派遣選手選考対象競技会及び派遣選考基準を理事会で決定し、HPで公表している。 https://www.skatingjapan.or.jp/whatsnew/detail.php?id=203 (3) 国際競技会への派遣選手を選考は、国際競技会派遣選手等選考手続規程により、理事会からの受任に基づき選考対象競技会終了後の選考委員会で決定し、競技会終了後速やかにHP等で公表している。また、その後最初の理事会へ報告し、会報に掲載している。 (4) 強化選手及び強化スタッフについては、スピード、ショートトラック、フィギュアの強化委員会の提案に基づき、理事会の承認を経て決定し、強化選手についてはHPで公表している。 https://www.skatingjapan.or.jp/ (5) 選手の権利保護に関しては、競技会等で受領する賞金及び自らの氏名・肖像等の使用許諾その他の方法で受領する金銭に関し、賞金等の取扱規程を定めている。	66. 令和7年度(2025/2026シーズン) 国際競技会派遣選手選考基準 67. 国際競技会派遣選手等選考手続規程 68. スピード_R7強化体制 69. ショート_R7強化選手選考方法 70. フィギュア_強化指定選手認定2024最終版 ・HP参照 20. 賞金等の取扱規程
18	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	(1) 審判員・技術役員の資格認定に当たっては、習得すべき基本事項を定め、認定手続きについても明確にし、公正かつ公平に行っている。 (2) 審判員・技術役員の国内・国際大会への派遣は、有資格者本人に参加の可否をアンケートで確認し、フィギュアは「規約部審判審議委員会」で、スピードは「公認審判員審査委員会」で利益相反等も考慮し派遣案を作成、フィギュア委員会とスピード委員会でそれぞれ審議決定している。 (3)国内大会においては、大会終了後レフェリーが大会報告書を作成し、公正・公平性を担保している。	71. シングル&ペア・スケート、アイスダンス及びシンクロナイズド・スケートの審判員及び技術役員資格認定に関する規程 2025.04改訂 72. 令和7年度フィギュア委員会 機関委員・部員_20250720 73. スピードスケート公認審判員規則 74. R6・7年度スピード部委員会組織図_20250713現在
19	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	(1) JSFは会計監査人の設置法人である。 (2) 日常的な相談ルートとして、弁護士、社会保険労務士、公益会計及び税務に係る税理士法人と顧問契約を締結しており、日常的に相談や問い合わせが出来る体制を整えている。また、職員は必要に応じて外部研修を受講している。	15. 定款 77. 監査契約書 78. 法律顧問契約書 79. 社労士との顧問契約書 80. 税理士法人との顧問契約書

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
20	【原則4】コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	(1) コンプライアンス委員会を設置・運営しており、従前は主にコンプライアンス事案の対応等について審議してきたが、2022年度からはコンプライアンスの教育、啓発についても審議事案として対応している。 委員会は毎年度1～2回開催している。 (2) コンプライアンス規程第6条から第16条において、コンプライアンス委員会の組織、役割、権限等を定め、コンプライアンス強化に係る方針や計画の策定及びその推進、実施状況の点検、リスクの把握等を議事録に記載のとおり組織的・継続的に行っている。 (3) コンプライアンス委員会は委員6名で、専務理事、法制部長およびスピード、フィギュア、普及各部委員会部長並びにパラリンピアン（外部理事）で構成している。なお、事務局は、連盟事務局長、事務局次長、特任相談役が担っている。	39. コンプライアンス規程 81. 倫理委員会規程 82. コンプライアンス委員名簿 83. コンプライアンス委員会_議事録_20210323 84. コンプライアンス委員会_議事録_20220316 85. コンプライアンス委員会_議事録_20220622 86. コンプライアンス委員会_議事録_20231018 87. コンプライアンス委員会_議事録_20240221 88. コンプライアンス委員会_議事録_20240626 89. コンプライアンス委員会_議事録_20241225 90. コンプライアンス委員会_議事録_20250625
21	【原則4】コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	(1) コンプライアンス規程第7条において、委員会は専務理事、総務本部長、法制部長及び各事業部長、並びに理事又は有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）1名ないし3名で構成する旨定めており、監事は同委員会に出席し、意見を述べることが出来ることとしている。 (2) 現在の委員の構成は、弁護士1名（法律顧問）、専務理事1名（外部理事・元会社社長）、女性理事1名（外部理事・パラリンピアン）、各事業部長で構成している。	82. コンプライアンス委員名簿
22	【原則5】コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) コンプライアンス委員会で審議決定した「コンプライアンス教育計画」に基づき役職員向けのコンプライアンス教育を毎年実施している。具体的には、証憑書類にあるコンプライアンス委員会議事録85の第1号議案、86の第2号議案、88の第1号議案に記載のとおりである。 (2) 2024年9月の役員改選に伴い、10月の理事会開催に合わせて役員全員（新任13名、再任14名）を対象に「理事・監事の役割について」の研修会を実施した。	83～90. コンプライアンス委員会議事録 91. 2024年10月23日【日本スケート連盟】理事監事向け研修資料 125. 日本スケート連盟評議員研修20250923最終版

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
23	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) スピード、フィギュア、普及の各事業において、計画に基づきコンプライアンス教育を毎年実施している。 (2) 選手・強化スタッフについては、「強化指定選手・強化スタッフ行動規範」を定めるほか、毎年合宿時にセミナー等を開催し教育している。 (3) 指導者については、コーチクリニック、セミナー等を開催し、毎年コンプライアンス教育を実施している。	83～90. コンプライアンス委員会議事録 92. 令和7年度コンプライアンス教育計画 93. 強化指定選手・強化スタッフ行動規範 94. アンチドーピング規程 95. スピード：アンチ・ドーピング講習資料 96. ショート：チームジャパンカンファレンス資料_20240922 97. フィギュア：2024 年全日本ジュニア合宿 要項・研修資料 98. フィギュア：2024 年全日本合宿 要項・研修資料 99. ショート：コーチクリニック資料 100. 普及：基礎スケート指導テキスト 101. 2025年度 アンチ・ドーピング教育年間計画（3種別） 102. スピード：ジュニア講習資料 103. フィギュア：アンチ・ドーピング研修資料 104. ショート：アンチ・ドーピング研修資料
24	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) 「コンプライアンス教育計画」に基づき、スピードスケートは「公認審判員中央セミナー」を年1～2回、ショートトラックは「公認審判員中央セミナー」を年1～2回、フィギュアスケートは「審判員セミナー」を年2回実施しており、このセミナーにおいてコンプライアンス教育を実施している。	83～90. コンプライアンス委員会議事録 105. スピード：審判員中央セミナー資料 106. ショート：審判員中央セミナー資料 107. フィギュア：東西審判員講習会資料
25	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	(1) JSFは会計監査人の設置法人である。 (2) 日常的な相談ルートとして、弁護士、社会保険労務士、公益会計及び税務に係る税理士法人と顧問契約を締結し、専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を整えている。	15. 定款 77. 監査契約書 78. 法律顧問契約書 79. 社労士との顧問契約書 80. 税理士法人との顧問契約書

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
26	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	会計監査人並びに公益会計及び税務に係る税理士法人からの指摘・指導を受け「公益法人会計基準」に準じ、財務・経理の処理を適切に行っている。	15. 定款 16. 経理規程 108. 監事名簿
27	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	(1) JSC及びJOCの定める競技力向上事業等実施要項に基づき適切に処理している。 (2) 倫理規程第4条第5項において、役職員・登録競技者の遵守事項として「補助金、助成金、その他の会計処理に関し、公益法人会計基準に基づく適正な処理を行い、不適切な支出、受領や他の目的の流用等不正行為を行ってはならない。」と定めている。 (3) 2024年10月の理事会開催に合わせ、役員を対象に「理事・監事の役割について」の研修会を実施した。	40. 倫理規程 91. 2024年10月23日【日本スケート連盟】新理事監事向け研修 114. JOC令和7年度選手強化N F事業補助金交付決定通知書 115. 令和7年度スポーツ振興くじ助成金交付決定通知書 116. JOC令和7年度競技力向上事業等実施要項
28	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	定款第54条の定めに従い、法令上求められている計算書類（貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュフロー計算書、財産目録）、事業計画、収支予算書（正味財産増減計算書ベース）、定款、役員名簿等を事務所に常備しており、HPで公表している。 https://www.skatingjapan.or.jp/jsf/	15. 定款 ・HP参照
29	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	原則3の(3)に記載のとおり、各事業年度ごとISUのコミュニケーション発表時に照らして合理的な時期までに、スピード、フィギュア、ショートトラックそれぞれ国際競技会派遣選手選考対象大会及び選考基準を策定し、選手等に周知するとともに、HP等で公表している。 https://www.skatingjapan.or.jp/whatsnew/detail.php?id=228	66. 令和7年度(2025/2026シーズン) 国際競技会派遣選手選考基準 ・HP参照

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
30	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	ガバナンスコードの遵守状況に関する情報として、自己説明に関する資料をHPで公表している。 https://www.skatingjapan.or.jp/jsf/	・HP参照
31	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	(1) 倫理規程第4条第4項において、役委員及び登録競技者の遵守事項として「日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや幹旋・強要をしてはならない。」と定め管理している。 (2) 理事については、理事会規程第7条で「特別の利害を有する理事は、その議決に加わることができない。」旨定め運用している。 (3) 利益相反管理規程を定めており、HPで周知している。 https://www.skatingjapan.or.jp/assets/file/jsf/53riekisohankanri.pdf	40. 倫理規程 46. 理事会規程 76. 利益相反管理規程 ・HP参照
32	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	利益相反ポリシーを定めており、HPで周知している。 https://www.skatingjapan.or.jp/assets/file/jsf/52riekisohan%20policy.pdf	75. 利益相反ポリシー ・HP参照
33	〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	(1) 処分手続規程第3章の定めに基づき「相談・通報窓口」を設置しており、この窓口について、HPで周知している。 https://www.skatingjapan.or.jp/soudan/ なお、この処分手続規程第3章に定める「相談・通報窓口」は、内部通報者保護規程第2条に定める窓口にも適用される。 (2) 内部通報者保護規程第10条及び処分手続規程第5条により、通報窓口担当者及びこの業務に携わる者は、通報された内容及び個人情報並びに処分に関する情報に対し守秘義務が課されている。 (3) 内部通報者保護規程第9条により通報者等の保護を定めている。 (4) 通報窓口の担当者は、専務理事、法制部長、事務局長であり、連盟の法律顧問でもある法制部長により、通報が正当な行為として評価されるものであることを日常から指導されている。 (5) 事務局職員を対象に、2022年7月に法律顧問でもある理事・法制部長を講師にコンプライアンス研修「公益通報について」を実施し、内部通報の正当性についての意識づけを行った。今後も会議等の機会を捉えて、役職員に対する意識づけを行っていくこととする。	41. 処分手続規程 55. 内部通報者保護規程 127. コンプライアンス研修（事務局職員対象） _20220704 ・HP参照

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
34	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	通報の担当窓口は、法制部長（法律顧問）、専務理事及び事務局長としている。	109. 審査委員名簿 ・HP参照
35	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、周知すること	(1) 懲罰制度の禁止行為については、処分手続規程第3条に違反行為と定め、処分対象者、処分の内容及び処分に至る手続に関しては、同規程に定めている。 (2) 処分手続規程は、ホームページで周知している。 https://www.skatingjapan.or.jp/assets/file/jsf/48shobun_tetsuzuki20251022.pdf (3) 聴聞については、同規程第9条第2項に定めている。 (4) 処分結果は、同規程第10条により、処分対象者に書面をもって通知する旨定めてあり、不服申し立てに関しては、同通知者に「日本スポーツ仲裁機構」のスポーツ仲裁の利用が可能である旨並びに申し立て期間について明記している。	24. 細則 42. 職員服務規程 128. 処分手続規程の改訂_20251022理事会資料 41. 処分手続規程 ・HP参照
36	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	処分審査を行う者は、その中立性と専門性を担保するため、JSFとは直接関係のない専門性を有する外部有識者3名に審査委員を委嘱しており、弁護士1名、有識者2名（元警察庁幹部、スポーツドクター）で構成している。	109. 審査委員名簿
37	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	(1) 違反行為に対する処分については、（公財）日本スポーツ仲裁機構へ不服申立ができるよう処分手続規程第12条に定めている。 (2) 細則第40条により、（公財）日本スポーツ仲裁機構へは、上記以外の代表競技者の選定を含む本連盟のあらゆる決定に対しても不服申立ができるよう定めている。 (3) 上記2件の不服申立については、期間の制限を定めていない。	24. 細則 41. 処分手続規程
38	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	(1) 処分手続規程第10条に基づき処分対象者に通知している。	41. 処分手続規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	(1) リスク管理規程を整備しており、リスクの適切な管理と対応に関し必要な事項を定めている。 (2) 危機管理の対応に関しては、リスク管理規程第11条「緊急事態の対象範囲」において発生し得るリスクを特定し、発生したリスクの通報経路については、同規程第12条及び第13条に定めており、同規程第14条に「緊急事態発生時の初動対応の基本方針」について定めている。 (3) 危機管理体制については、リスク管理規程第15条から第23条において、特に緊急事態が発生した場合又は予想される場合の緊急事態対策室の設置及び具体的な業務等が定められている。 (4) リスク管理規程第18第2項・第3項において、不祥事対応の流れと第三者委員会の設置について定めている。	110. リスク管理規程 126. 2025世界フィギュア国別対抗戦マニュアル_抜粋
40	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	過去4年間に於いて、JSF内で不祥事は発生していない。	110. リスク管理規程
41	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	過去4年間に於いて、JSF内で不祥事は発生していない。	110. リスク管理規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
42	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	(1) 加盟団体については、定款第10章で資格要件、資格の喪失、脱退、除名等を定めており、細則第5章に「加盟団体の権利義務」について定めている。 スケート競技の特性上、加盟団体の規模は大小様々であることから、日常の業務執行についての質問・相談から、組織運営・組織体制、違反行為に対する処分についての助言・指導など、メール・電話や面談などあらゆる手段を通して、加盟団体に対し、きめ細かに、かつ丁寧に支援を行い、ガバナンス確保及びコンプライアンスの強化につなげている。 (2) 加盟団体への支援に関しては、細則第25条に基づく支援のほか、平成27年から支給基準に基づき加盟団体活性化助成金を交付している。	15. 定款 24. 細則 111. 加盟団体活性化対策助成金の概要および対象経費_20250328
43	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	(1) JSFの事業活動についての情報は、加盟団体及び登録競技者に会報を配付し提供している。会報には、JSFの様々な事業活動のほか、理事会・評議員会の議事録等を掲載している。 (2) 前記のほか必要と思われる他の情報については、都度、加盟団体会長若しくは理事長に会長名で通知しており、2023年11月改定のスポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞を加盟団体に周知した。 (3) 2023年9月の評議員会開催に合わせてコンプライアンス研修「適切な経理処理について」を、2024年10月理事会開催に合わせて理事・監事の役割についての研修を、また、2025年9月の評議員会開催に合わせてコンプライアンス研修「スポーツ団体ガバナンスコードについて＜一般スポーツ団体向け＞」をそれぞれTMI総合法律事務所の弁護士2名を講師に実施した。なお、2024年9月に選定された評議員は総数59名で、うち都道府県加盟団体代表は44名である。また、評議員を対象に実施した上記2回の研修内容（資料及び録画した動画）は、研修終了後、全評議員及び地方加盟団体事務局に配信した。 (4) ガバナンス強化のため、継続して加盟団体の法人化を推奨しており、新たに群馬県が法人格を取得した。	112. スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞についての周知メール 113. 2023年9月23日【日本スケート連盟】金銭不正に関する研修 91. 2024年10月23日【日本スケート連盟】新理事監事向け研修 117. 会報「Skating」186号データ